

第107回 2027年改定に向け審議本格化

2027年介護保険制度見直しの議論がいよいよ本格化し、審議会において年末には方向性が固まる見通しです。業界の最注目目は「給付と負担に関するテーマ」だと思われ、中でも業界への影響の大きい3つの項目を論じたいと思います。

まずは、「利用者負担の対象拡大」です。介護保険サービス利用時の利用者の自己負担は原則1割であり、利用者の所得に応じて2割・3割となります。2割負担対象者の拡大は、24年改正で物価等の経済状況に配慮し導入は見送られ、次期法改正となりました。物価は高水準で安定状態と

一般社団法人
全国介護事業者連盟
理事長 斉藤 正行



財政規律と
（介護保険制度改革）
～地域包括ケアモデルの確立に向けて～

利用者負担拡大、慎重な議論を

基準をどこまで引き下げるかが最大の焦点です。自己負担2割とは、支払い額が2倍となることを意味しますので、介護サービスの利用控えへと繋がります。適切な支援が得られなくなる可能性もあ

ります。事業者にとって利用控えによる収入減や、施設等での入居者獲得への制限が生じるなど影響は少なくありません。丁寧な議論が求められます。

続いては、「ケアプランの利用者負担の導入」です。こちらも24年改正でも活発に議論されましたが、今年はさらに議論が予想されます。ケアプラン作成を、他サービスと同様に利用者負担を設定するか否かが焦点です。介護保険制度創設時、

介護保険の入り口となる居宅介護支援は、制度活用を積極推進する観点から利用者負担無しのサービスとなりました。すでに制度開始から25年が経過し、他と同様にすべきとの声が高まりつつあります。

一方で、厚労省はケアマネジメントの在り方に関する専門検討会を設置し、ケアマネジャーの業務過多の改善に向けた対策を講じる方針を昨年末に示しました。利用者負担が導入されれば、費用徴収における事務負担が増大します。慎重論の声も高まります。

そして最後は、「軽度者改革」「訪問介護と通所介護の要介護1・2の総合事業への移管」です。事業者は大変危惧しており、実現となれば現場への影響は多大であり、実現の可能性は低いと思います。今年の議論は、まず訪問介護における生活援助の移管を先行的に議論することになると思いますが、ルールの上で、報酬上限など検討項目も多く簡単に議論は進まないと思います。

斉藤正行氏プロフィール
2000年3月、立命館大学卒業後、株式会社ベンチャーリンク入社。メディカル・ケア・サービス㈱の全国展開開始とあわせて2003年5月に同社入社。現在の運営管理体制、営業スキームを構築し、ビジネスモデルを確立。2005年8月、取締役運営事業本部長に就任。2010年7月㈱日本介護福祉グループ副社長に就任。2018年4月㈱ピースフリーケアグループ代表に就任。2018年6月、介護業界における横断的・全国的組織となる一般社団法人全国介護事業者連盟を結成。㈱日本介護ベンチャーコンサルティンググループの代表を務めている。

介護 Biz